

事例 5

財産管理に不安のある 元配偶者への離婚給付

「民事信託の実務と信託契約書例」：伊庭潔 編著 参照

【事例5】 財産管理に不安のある元配偶者への離婚給付

相談者である夫X（45）と妻A（42）の間には、子どもB（15）がいる。相談者Xと妻Aは離婚することとなり、子どもBの親権は妻Aが持つこととなった。

現在、相談者Xは財産分与として、子どもBのために、**元妻Aと子どもBが居住している自宅及び敷地を与えたい**。また、相談者Xは、事業を営んでおり、今は順調だが、先はどうか分からないため、**元妻Aから養育費の一括払いの要求**を受けており、相談者X自身も一括払いで対応したい。

しかし、**元妻Aの財産管理能力には不安があるので、自宅名義を元妻Aにしてしまうと、売却し、現金化してしまう可能性がある**。

また、**養育費も一括払いにしてしまうと、元妻Aが浪費してしまうのではないかと心配**である。

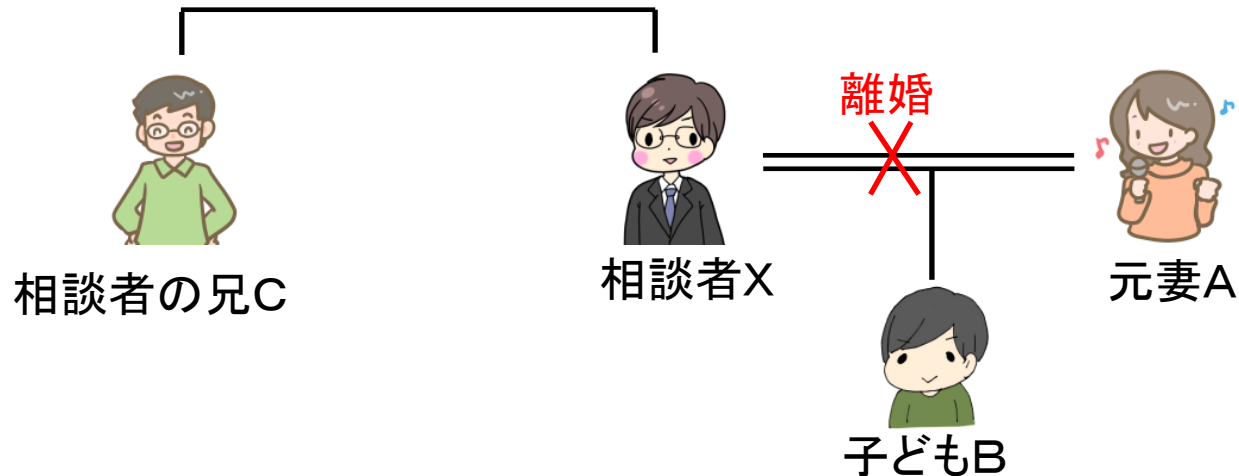
なお、相談者Xには、兄C（47）がいる。

1. 現状と要望等を把握する（事例）

★現状から相談者はどうしたいのか把握する
離婚後の財産分与として、子供Bのために

- ① 元妻Aと子どもBが住居している自宅及び敷地を元妻Aと子どもに与えたい
- ② 子どもの養育費を一括払いで対応したい
- ③ 相談者Xは、信頼できる自身の兄Cに相談している

*親族関係図を作成する



④ 信託の期間

第25条 信託期間は、委託者Xと受益者Aの子Bが大学（大学院に進学する場合は大学院）卒業時またはBが25歳に達した日の後の3月31日のいずれか早いときまでとする。

⑤ 信託の終了事由

第26条 信託期間中に受益者AまたはBが死亡した場合には、本信託は終了する。

⑥ 帰属権利者等

第27条 信託財産目録記載1及び2の信託不動産については、本信託の受益者Aを残余財産受益者として指定する。

2 信託財産である金銭については、Bを帰属権利者として指定する。

2. 課題の整理

★相談者Xの希望に対する課題を整理する
元妻Aは財産管理能力に課題がある

- ① 自宅名義を元妻Aにしてしまうと売却し、現金化してしまうのではないかと心配
- ② 養育費も一括払いにしてしまうと元妻Aが浪費してしまうのではないかと心配である。



3. 基本検討

★信託により課題を解決するための基本検討

- ① 信託行為によって「自宅居住権」という受益権に財産を転換する方法を検討する
- ② 受託者に信頼できる者を選択し、元妻には受益権を与える形で信託を組めば夫の不安を解消できる。
- ③ 信託財産の独立性を維持する
信託財産を委託者及び受託者の倒産から影響を受けないようにする。（強制執行・仮差押え、国税滞納処分など）
*対抗要件が必要 ⇒ 不動産は信託登記、金銭は信託口座開設
- ④ 課税関係
 - ・離婚による財産分与は、通常贈与税はかからない
 - ・養育費については、通常必要と認められるものについては、贈与税の非課税財産とされる。（相21条の3 1項2号）

4. 信託設計

★ 現状把握から課題を検討し解決策をまとめた基本検討結果に基づき信託を組むために必要事項を明確化します。

① 信託目的

財産の費消防止による子どもの健全な生活を維持すること

② 信託行為

相談者Xとその兄Cとの間の信託契約

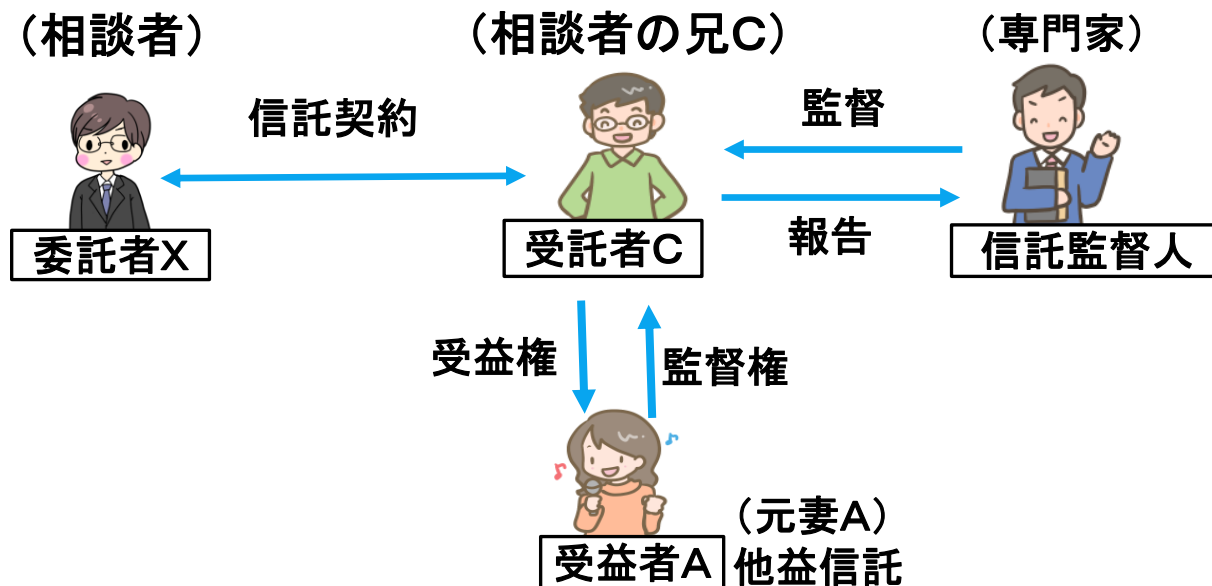
③ 信託財産

信託不動産、金銭

④ 当事者

ア	委託者	相談者X
イ	受託者	相談者の兄C
ウ	受益者	元妻A（他益信託）
エ	信託監督人	専門家

⑤ 信託関係図の作成（当事者関係の明確化）



⑥ 信託期間

子どもBの大学（大学院に進学する場合は大学院）の卒業又は子どもが25歳に達した時のいずれか早い時期

5. 信託条項を個別検討し契約書（案）を完成させる

信託設計で明確にした内容を、項目ごとに個別に信託条項として定め、信託契約書として完成させる。

(1) 本事例のポイントは、

- ① 子どもの住まいでもある自宅について受託者も処分できないことを明示すること
- ② 一括払いされる金銭は養育費の名目であることから、信託終了後の残余財産については子どもBに帰属するようにすること

(2) 本事例での主な信託条項設定の例

① 信託目的

第1条 本信託の目的は以下のとおりである。

委託者Xが受益者Aに財産分与として給付する不動産及び委託者Xと受益者の子Bの養育費相当の金員を、受託者が管理または処分等を行うことにより

- (1) 受益者A及びBが、可能な限り、従前と変わらぬ生活を維持し、健全な生活を送れるようにすること。
- (2) 信託財産の消費を防ぐこと。
- (3) Bに対し、適時に、適切な額の養育費を支出できるようにすること。

② 受託者の権限

第10条 受託者Cは、信託財産目録1及び2記載の不動産を処分することができない。

③ 受託者の信託事務

第11条 受託者Cは、以下の信託事務を行う。

- (1) 信託財産目録1及び2記載の不動産を管理すること。
- (2) 前号の不動産を受託者A及び子Bの生活の本拠として使用させること。
- (3) 子Bの養育費に充てるべき金銭を、必要に応じて受益者Bに交付すること。
- (4) その他信託目的を達成するために必要な事務を行うこと。

④ 信託の期間

第25条 信託期間は、委託者Xと受益者の子Bが大学（大学院に進学する場合は大学院）卒業時またはBが25歳に達した日の後の3月末日のいずれか早いときまでとする。

⑤ 信託の終了事由

第26条 信託期間中に、受益者AまたはBが死亡した場合には、本信託は終了する。

⑥ 帰属権利者

第27条 信託目録記載Iの信託不動産については、本信託の受益者を残余財産受益者として指定する。

2 信託財産である金銭については、Bを（住所：愛媛今治市高市甲135番地4号、平成12年6月5日）を権利帰属者として指定する。